

税務署・税理士会主催

# 所得税の還付申告会開催

平成20年分の所得税事前還付申告会を開催します。ご自身で確定申告書の作成を行い、その場で提出ができません。源泉徴収票をお持ちで所得税が還付になる方は、申告期間前に提出できるこの機会にぜひご参加ください。

## 対象となる方

- 次のうち、源泉徴収票をお持ちで、所得税が還付になる方
- ① 公的年金等の受給者の方
  - ② サラリーマンや公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方
  - ③ 退職し年末調整が済んでいない方
  - ④ サラリーマンで住宅借入金等特別控除を受ける方
  - ⑤ 寄附金控除（ふるさと納税等）を受ける方

## 申告に必要なもの

申告者本人名義の預貯金で金融機関名と口座番号の分かるもの、印鑑・筆記用具・電卓をお持ちください。このほか、申告する内容に応じて次のものをお持ちください。

### ① 医療費控除を受ける場合

- ・平成20年分の給与所得、または公的年金等の源泉徴収票（原本）
- ・平成20年中に支払った医療費の領収書（病院ごとに集計してお持ちください）

### ② 住宅借入金等特別控除を受ける場合

- ・平成20年分の給与所得、または公的年金等の源泉徴収票（原本）
- ・住民票（市役所市民課・市役所駅前出張所などで交付）
- ・家屋の登記事項証明書（さいたま市地方事務局草加出張所で交付）
- ・請負契約書や売買契約書など家屋取得の分かる書類

### ③ 公的年金等の申告をする場合

- ・平成20年分の公的年金等の源泉徴収票（原本）
- ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書（借入先金融機関等で発行）
- ・増改築等の場合、このほかに建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士から交付を受けた増改築等工事証明書が必要。
- ・敷地等にかかる借入金について適用を受ける場合は、このほかに敷地の登記事項証明書、その敷地等の分譲にかかる売買契約書等の書類の写しが必要（家屋の取得等にかかる借入金の年末残高がある場合に限る）。
- ・中古住宅を購入された方は、控除適用の要件があるので、越谷税務署にお問い合わせください。

## 事前還付申告受付日

### ◇八潮メセナ会場（2階集会室）

受付日	還付申告受付対象者	受付時間
2月4日(水) 5日(木)	給与所得者で医療費控除を受ける方 はじめて住宅借入金等特別控除を受ける方 2年目以降も確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける方 寄附金控除（ふるさと納税等）を受ける方	午前9時30分～ 10時30分 午後1時～3時 *午前中は混雑が予想されます。状況によっては、午前の受け付けでも午後になってしまふことがあります。あらかじめご了承ください。
2月6日(金) 10日(火) 12日(木)	公的年金等の受給者の方 公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方 公的年金等と給与所得のある方 退職し年末調整が済んでいない方	

※主催：2月4日(水)から6日(金)までは越谷税務署、2月6日(金)から12日(木)までは関東信越税理士会越谷支部

### ◇越谷税務署

受付日	還付申告受付対象者	受付時間
1月5日(月)～ 2月13日(金) *土、日、祝日を除く	所得税の還付申告のある方全般	午前9時～11時 午後1時～4時

### ◇税理士事務所

関東信越税理士会越谷支部に属する税理士事務所において、少額な所得税の申告相談と確定申告書の作成を行います。

受付日	還付申告受付対象者
2月2日(月)～ 2月13日(金) *土、日、祝日を除く	公的年金等の受給者の方 給与所得者で医療費控除を受ける方 退職し年末調整が済んでいない方

※費用は無料です。ただし、相談内容によっては有料になることもあります。必ず、最寄りの税理士事務所、または関東信越税理士会越谷支部事務局（☎962-6131）に電話連絡をして、時間などを確認してからお出かけください。

## 市民税・県民税の申告について

市民税・県民税申告会場の日程は左記のとおりです。詳細は、広報やしお2月号でお知らせします。

受付日	受付会場	受付時間
2月16日(月)	八條公民館	午前9時30分～11時
2月17日(火)	資料館	
2月18日(水)	ゆまにて	午後1時～3時30分
2月19日(木)	大曽根中公民館	
2月20日(金)	古新田公民館	
2月23日(月)～ 3月16日(月) *土、日を除く	八潮メセナ 1階展示室	午前9時～11時 午後1時～4時

## 平成21年度から適用される

# 市民税・県民税の主な税制改正について

### 1. 公的年金からの特別徴収制度の創設

高齢化社会の進展に伴い年金課税の見直しが行われて、平成21年10月に支給される公的年金から特別徴収（天引き）する制度が設けられました。対象は、平成21年度市民税・県民税が課税となる方で、平成21年1月1日現在、65歳以上の公的年金等の受給者です。

### 2. 寄附金税制（ふるさと納税）の拡充

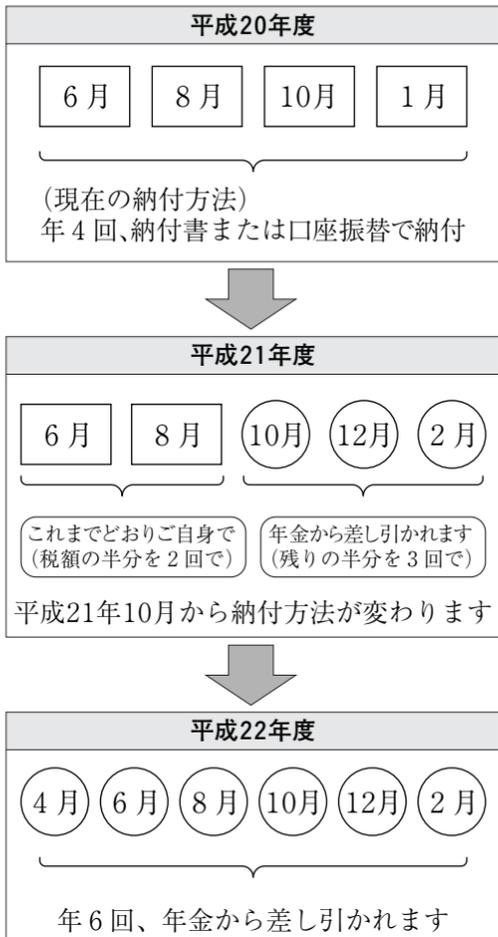
自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい、または応援したいという納税者の意見を踏まえ、平成20年からふるさと納税などの寄附金税制が拡充されました。平成20年中に地方公共団体等へ寄附をされた方で、税金の控除を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。なお、寄附金控除の確定申告書は、越谷税務署または還付申告会の指定日に受け付けおよび提出をお願いします。

公的年金から特別徴収になる対象の方（全ての事項に該当する方）

- ① 市民税・県民税が課税となる方
- ② 前年中から引き続き八潮市にお住まいの方
- ③ 65歳以上の公的年金等の受給者のうち、老齢基礎年金額が年18万円以上の方
- ④ 介護保険料が公的年金から特別徴収（天引き）されている方

制度が導入される平成21年度は、年税額の半分をこれまでどおり、6月・8月に yourself で納めていただき、残りの半分は、10月・12月・2月の3回に分けて公的年金から差し引かれます（左図参照）。平成22年度からは、2月と同額を4月・6月・8月の3回、公的年金から仮徴収し、10月・12月・2月の3回で本来の年税額と調整します。なお、65歳以上の方で、公的年金の所得にかかる市民税・県民税をこれまでどおり、ご自身で納めるなどの選択はできませんので、ご了承ください。

## 公的年金にかかる市民税・県民税の納付方法



\*公的年金からの特別徴収制度になることで、1年間の税額が変わることはありません。

市民税課 ☎206・291